



各種相談

ふれあい総合相談

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

相談料金は無料です。相談室がありますので、プライバシーは守られます。お気軽にお問い合わせください(相談日は、広報でご確認ください)。1日先着6人までです。

項目	曜日	場所	時間	相談員
心配ごと相談	奇数月第3土曜日	福祉センター	午前10時～正午	心配ごと相談員
	偶数月第3土曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
行政相談	毎月第2土曜日	福祉センター	午後1時30分～3時30分	行政相談員
法律相談	毎月第1月曜日 偶数月第3木曜日	福祉センター		弁護士
	毎月第3金曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
税金相談	奇数月第2月曜日	福祉センター		税理士
年金相談	偶数月第2月曜日	福祉センター		地域型年金委員
財産相続相談	毎月第4月曜日	福祉センター		行政書士
	毎月第3火曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
相続遺言・登記など 相談	奇数月第3木曜日	福祉センター		司法書士
	毎月第2木曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		

※会場・相談日および相談員が変わることがあります。電話などでご確認ください。

消費生活相談

問 総合政策課 ☎232-2112

架空請求や訪問販売、多重債務など、消費生活上のさまざまな問題に関して無料で相談に応じます。個人の秘密は守られます。

相談日・時間・予約	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●相談日：月・木曜日(祝日を除く) ●受付時間：午前10時～午後4時 ●場 所：菊陽町役場(消費生活相談室) ※火・金曜日は大津町、水曜日は西原村で相談を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。	菊陽町消費生活相談窓口 (総合政策課内) ☎232-2112 FAX232-4923

こころの相談

問 福祉課 ☎232-4913

専門職が、こころの問題で悩んでいる人やその家族などの相談をお受けします。ご本人やご家族であればどなたでも相談できます。個人の秘密は守られますので、ひとりで抱え込まず、ぜひ相談してください。

相談例 ●眠れない、イライラする、気分が落ち込む、意欲が出ないなど、こころの健康に関すること
●お酒やギャンブルなどの依存症 ●発達障がいに関すること ●その他こころの悩み

相談日 月～金曜日(祝日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

場 所 福祉課

その他 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。

こども家庭相談課では、臨床心理士や精神保健福祉士、保健師、保育士などの専門資格を有する職員が、主に18歳までの子どもに関するさまざまな相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 相談例
- 学校生活が不安・・・
 - 勉強が難しい。
 - 友達や家族との関係がうまくいかない・・・
 - 子どもの行動が気になる・・・
 - 子育て情報がほしい・・・
 - 子育てが心配・・・
 - 産前・産後に気分の落ち込みがある。

対象者 子ども本人、保護者、関係者など、どなたでも。

相談日 月～金曜日(祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 防災センター3階(役場本庁舎北側)こども家庭相談課

その他 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。

もの忘れ相談

「何度も同じことを聞く」「物の置き場所を忘れる」など、生活の中での小さな不安はありませんか？ 地域包括支援センターでは、専門の相談員が「もの忘れ」に関するご相談をお受けしています。ご本人だけでなく、ご家族や近所の人からの相談も可能です。

相談日 月～金曜日(※祝日、年末年始を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時

場所 介護保険課

その他 窓口へ直接お越しいただくか、まずはお電話ください。

